

2020年度の町田市地域包括支援センター運営事業者の選定について

1 町田市における地域包括支援センターの現状

地域包括支援センター（以下センターとする）は、介護保険法第115条46に基づく、高齢者の総合相談支援業務や権利擁護業務などの包括的支援事業等を実施する機関です。

町田市では、市内を12の区域に分け、各地区に1つセンターを設置しており、社会福祉法人などの事業者がその運営を行っています。なお、町田市では地域包括支援センターの名称を「高齢者支援センター」としています。（裏面参照）

2 運営事業者の選定について

現在、市内12のセンターのうち、南第3高齢者支援センターを除く11のセンターを運営する事業者の選定を進めています。

※現在の運営事業者は、2014年度に公募型プロポーザルにより選定しており、最長5年間更新出来ることとしているため、2020年3月末で期間満了。ただし、南第3高齢者支援センターは、2018年度に事業者が変更しているため、今回の選定の対象外。

（1）選定方法

公募型プロポーザルにて、事業者を選定します。その際は、学識経験者で構成する第三者機関「町田市地域包括支援センター運営事業者候補者評価委員会」で評価を行います。

（2）スケジュール

期日	内容
4月11日	第1回 地域包括支援センター運営事業者の候補者評価委員会 【プロポーザル説明書・評価項目・採点基準について】
4月18日	案件公開
7月1日	1次審査用書類提出締切
7月下旬以降	第2回 地域包括支援センター運営事業者の候補者評価委員会 【1次審査：書類審査】
8月下旬以降	第3回 地域包括支援センター運営事業者の候補者評価委員会 【2次審査：プレゼンテーション・ヒアリング】
9月下旬	地域包括支援センター運営協議会 【審査結果の報告・承認】
9月下旬以降	事業者の候補者の決定及び通知

担当区域

番号	センター名	町名
①	堺第1高齢者支援センター	相原町
②	堺第2高齢者支援センター	小山町・小山ヶ丘・上小山田町
③	忠生第1高齢者支援センター	下小山田町・忠生・小山田桜台・矢部町・常盤町・根岸町・函師町
④	忠生第2高齢者支援センター	山崎町・山崎・木曽町・木曽西・木曽東・本町田の一部（公社住宅町田木曽）
⑤	鶴川第1高齢者支援センター	小野路町・野津田町・金井・金井町・大蔵町・薬師台
⑥	鶴川第2高齢者支援センター	能ヶ谷・三輪町・三輪緑山・広袴町・広袴・真光寺町・真光寺・鶴川
⑦	町田第1高齢者支援センター	原町田・中町・森野・旭町・木曽東の一部（都営木曽森野アパート）
⑧	町田第2高齢者支援センター	本町田・金井町の一部（藤の台団地）・南大谷の一部（公社住宅本町田）
⑨	町田第3高齢者支援センター	玉川学園・南大谷・東玉川学園
⑩	南第1高齢者支援センター	鶴間・小川・つくし野・南つくし野・南町田
⑪	南第2高齢者支援センター	金森・金森東・南成瀬・成瀬が丘・原町田の一部（都営金森1丁目アパート）
⑫	南第3高齢者支援センター	成瀬・西成瀬・高ヶ坂・成瀬台

※南第3高齢者支援センターは、今回の選定の対象外

